

令和2年4月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年4月27日（月）午後2時30分

場所：分庁舎2階 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年4月27日(月)、分庁舎2階会議室に招集する。

「新型コロナウイルス感染の防止のため、農業委員のうち会長、職務代理、地区農地協議会正副会長の計8名により縮小して開催するもの。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	8 番	古 谷 修 一
2 番	渡 貫 直 正	9 番	桐ヶ谷 慶 導
3 番	吉 原 豊	10 番	齋 藤 義 治
4 番	熊 山 直 行	14 番	山 口 貞 雄

欠席委員は、次のとおり

5 番	宮 治 潔	18 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	19 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	20 番	加 藤 登
11 番	渡 邊 文 雄	21 番	佐 川 俊 夫
12 番	飯 田 芳 一	22 番	佐 藤 智 哉
13 番	田 代 恵美子	23 番	鈴 木 隆 弘
15 番	漆 原 豊 彦	24 番	浅 場 宣 靖
16 番	櫻 井 一 雄	25 番	福 岡 則 夫
17 番	佐 藤 賢 一		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	嶋 田 勝 弘	主幹	草 柳 真 治	上級主査	伊 藤 洋 一
主任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 特定農地貸付け承認申請について |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 特定農地貸付け変更承認申請について |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 非農地証明願について |
| 日程第 9 | 報告第 1 号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 10 | 報告第 2 号 | 藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について |
| 日程第 11 | 議案第 9 号 | 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について |
| 日程第 12 | 報告第 3 号 | 令和元年度農業委員会業務報告について |
| 日程第 13 | 報告第 4 号 | 令和 2 年度農林関係予算について |
| 日程第 14 | 報告第 5 号 | 令和 2 年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について |

開会 午後2時30分

事務局（嶋田勝弘事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員総数14名、出席者数8名でございます。出席委員数が委員総数の半数を超えており、農業委員会等に関する法律の規定を満たしているため、本総会は成立していることを報告いたします。

続きまして、4月1日付の人事異動によりまして、事務局職員にも異動がございましたので、御報告と簡単な自己紹介をさせていただきたいと存じます。

加藤局長の後任の嶋田でございます。落合主任の後任の森でございます。よろしく願いいたします。

まず私から、簡単な自己紹介をさせていただきます。

私は、嶋田勝弘と申します。直前の所属は、市民自治部の市民窓口センター、本庁舎1階で住民異動、住民票などを担当している職場で所属長を務めておりました。そこには1年ほどおりました、その前、5年ほどは、経済部の産業労働課におりました、経済部ということで、農業水産課も経済部の所属でございますけれども、そちらの総務課の課長をしておりました。ですので、農業委員会は余り知らないのですが、若干のかかわりはあったということでございます。

続いて、森から一言御挨拶をさせていただきます。

事務局（森 大晃主任） 御紹介にあずかりました森と申します。よろしく願いします。

私は、入庁しまして、最初は納税課に5年いまして、農業委員会に異動になる前は住宅政策課で、主に市営住宅の管理をしておりまして、農業委員会は初めてでございますけれども、一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。

事務局（嶋田勝弘事務局長） 今年度も、職員一丸となって取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましても、引き続き御協力をいただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、新型コロナウイルスが蔓延をしております。そして、外出も自粛するよゆうにということですので、今月の総会もこのような異例の形になりました。本来ですと、今月から新年度でございますので、ただいま局長の交代を御報告いたしました。委員の皆様方全員に人事異動の報告をするべきところですが、こういう状況でございますので、今回はこういう報告といたします。

この状況がどのように収束するのか、専門家の人たちの意見も割れているよゆうでございます。農業委員会も、状況を見ながら対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

このコロナウイルスに関しては、あらゆる産業にいろいろな影響が出ております。飲食店や会社等の話題がよく出ておりますが、農業にも影響がこれからも出てくるだろうと考えられますので、農業委員会あるいは農業関係者、農業団体からの意見を集約した上で、国や県、市にいろいろな対策をお願ひすることもあろうかと思ひますが、農業は、日本の食料供給の一番重要な部分ですので、皆様方のお力添えをいただき、コロナウイルスに勝ち抜いて、次の世代へつないでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、4月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願ひ申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（嶋田勝弘事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願ひいたします。会長、よろしくお願ひいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、1番の神崎享子委員と2番の渡貫直正委員の御両名にお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をさせていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。従事者、1名。所有面積、97a、耕作面積、97a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり10名いらっしゃいます。当該農地、地番、宮原字中原、1筆。地目、畑。地積、314㎡。権利の種類は、所有権（贈与による移転）。申請理由、譲受人、相続により細分化された所有権を集約するため。譲渡人、譲受人の要望によります。

本件の申請地につきましては、県道丸子中山茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から北西に約180mの農地になります。

資料は1ページをお開きください。

現地におきまして、4月20日に譲受人御本人、代理人と地区農地協議会会長の熊山委員、地区担当の渡邊委員と事務局の森で立会いを行いました。

譲受人は、植木の生産・販売を行っており、当該地の所有権が相続により27名分に細分化されていたため、今回の申請により、これまで管理営農を行ってきた譲受人に10名分の所有権を集約することです。

これにより、持ち分が8,400分の980から8,400分の2,660になります。

残りの所有権集約については、今後継続して行っていくとのことです。

申請地については、植木を栽培する計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

今回は、このように異例の総会となっております、議案説明まで事務局にお願いをしております。

他に御意見はございませんか。

吉原委員。

3番（吉原 豊委員） 相続人が27名分ということですが、その中で、例えば1名でも反対したらどうなるんですか。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） その場合には、共有状態が続くだけなので、管理営農については、今回、出ている譲受人さんが続けていく。所有権について、その部分についてはそのまま残る形で行われるようになります。それで特に問題があるわけではないので、今回は、御本人たちがやりやすいように集約している形になります。

3番（吉原 豊委員） はい。

議長（齋藤義治委員） 今回は、ちょっと異例の形で、要するに譲渡人の人数が非常に多いのですが、その辺の経緯がわかったら説明してください。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 先々代ぐらいでしたか……

議長（齋藤義治委員） 何年ぐらい前ですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） おじいさんの上の代だという話ですけれども、その方が亡くなったときに大分散らばったのですが、そこからさらに下に行くに従っ

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第1号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第2、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案説明をまいります。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、69a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、宮原字東原の1筆。地目、畑。地積、1,004㎡。転用目的、自己住宅。立地基準、第1種農地。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。

本件の申請地につきましては、県道丸子中山茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から北に約500mの土地になります。

資料は3ページをお開きください。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は、原則転用不可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているため、例外的に許可できるものとなっております。

申請者は、相続の関係で本家住宅を売却することが必要になったため、相続した土地の中で面積等がほぼ同等であった申請地を農家住宅に転用するものです。

申請地は、西側が県道、東側及び南側は未舗装の藤沢市道、北側が農地となっております。

北側の農地については、地上高約30cmとなるようにコンクリートブロックを2～3段設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は、県道側の農作業用自動車と自家用車の駐車スペースは砂利敷きとし、その他については、転圧とします。

汚水につきましては、浄化槽を設置、雨水については、雨水浸透マスを設置し、宅地内浸透処理とします。

現地におきまして、4月17日に申請者御本人、代理人と地区農地協議会会長の熊山委員、地区担当の渡邊委員と、事務局の森で立会いを行いました。

近隣に残る農地に影響がないよう、十分に配慮することなどについて指導しました。

事務局からは以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に意見はございませんか。

一つ確認ですけれども、本家住宅の場合の面積要件は1,000㎡以下ではなかったですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） おおむね1,000㎡ということで、県に確認をとりましたところ、1,004㎡であれば許容範囲内だということなので、筆全体で転用で大丈夫であることを確認しました。

議長（齋藤義治委員） たしか1,000㎡というのがありましたよね。

事務局（伊藤洋一上級主査） あります。

議長（齋藤義治委員） 1,004㎡だから、役所の仕事としては細かいのかなと思ったのですが、おおむねでいいということですか。おおむねは幾つぐらいまでですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） おおむねという話で、基本的に10%ぐらいという話です。

議長（齋藤義治委員） そうですか。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 何で本家を売ることになったんですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今ある本家を売らないといけない、売ったお金でいろいろと支払うものを支払うという話です。

議長（齋藤義治委員） はい。

します。

次に移ります。

日程第4、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） それでは、日程第4、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括して説明をさせていただきます。

番号2は、瀬郷で39aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分で、当該地では枝豆などを作付けしていく予定となっております。

番号8は、西俣野で47aを耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分で、当該地では里芋などを作付けしていく予定となっております。

その他は、全て更新借受分となっております。

そのうち、番号3は、葛原で31aを耕作する方の、新規就農から初めての更新借受分となっております。3年間の営農状況は、カブなどを作付けし、ほぼ計画どおりに進んでいるとのこと。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行い、特段問題はありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第4号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第4号について、承認することに決定をいた

します。

次に移ります。

日程第5、議案第5号「特定農地貸付け承認申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「特定農地貸付け承認申請について」、説明してまいります。

地区、六会・長後。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。土地所有者、同左人。当該農地、地番、高倉字枯藪1筆。地目が畑。地積は770㎡。内容は市民農園で、新規になります。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線の「高倉中学校横」交差点から南側に約50mの土地になります。

資料は9ページをお開きください。

本件については、土地所有者が自ら特定農地貸付け法に基づく市民農園を開設するものです。

開設に当たり、藤沢市と貸付協定を締結しており、38㎡区画が2区画、39㎡区画が8区画で、年間賃料は20,000円、基本契約期間は3年、1年ごとに契約を更新します。

なお、現在土地所有者が別の箇所で開設している市民農園を閉鎖する予定となっており、利用者を優先的に移すため、当初は募集をしないとのことです。

今後の募集については、『広報ふじさわ』に掲載するほか、チラシ、掲示板等による一般公募で、選考方法は抽選であることなど、公正かつ適正と判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に意見はございませんか。

ここは、全部で何区画ですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 10区画、38㎡が2区画、39㎡が8区画です。

議長（齋藤義治委員） 借り手は全部決まっているんですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 別の閉鎖する予定のところの利用者を、まず移すという話で、既に現地には何人か入っていて耕しているような状態でしたけれども、当初は募集しないということでしたので、ほぼそのような形でいくのではないかと思います。

議長（齋藤義治委員） わかりました。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 前のところを閉鎖するというのは、どういったことですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今回、そこに福祉施設が建つという話で、当初、もうやめようかという話もあったようですが、利用者から、別の場所でもぜひ開設してほしいという要望が多かったので、今回、このような形で申請するということです。

9番（桐ヶ谷慶導委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） 吉原委員。

3番（吉原 豊委員） ここの市民農園に、駐車場はないですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 自転車は駐輪場が何台か、3台ぐらいつくる予定ではありますけれども、駐車場はないようです。

3番（吉原 豊委員） それでは、近隣の人が借りるということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） そういう感じですね。

3番（吉原 豊委員） 県道が走っているところで、その横に販売店の車がとまっています、その次だと思えますけれども、そうすると、駐車場がなくて平気かなと思ったんだけど。

事務局（伊藤洋一上級主査） 道も非常に狭くて通りづらいところでもありますし、自動車を通うには、ちょっと不向きではないかと思ったのですが、そこに駐車場をつくらないところを見ると、車を使わないで通えるということでやるのかなど。

4番（熊山直行委員） 農業施設という中でいつも思うのですが、トイレはどうなっていますか。大概のところは設置していないけれども、長い時間、農作業をし

ていて、それは皆さんどうしているのかと……。

議長（齋藤義治委員） トイレは必要ですよ。

4 番（熊山直行委員） 必要だと思います。結構植木場の中で用を足される方がおられますね。

議長（齋藤義治委員） ここも、植木場の隅っこのほうですよ。

3 番（吉原 豊委員） そうです。申請人の家がすぐ近くにあるから、そこへ行ってくれというかもしれないな。

4 番（熊山直行委員） 普通は、ここに限らずそういう施設はないからね。

3 番（吉原 豊委員） 小屋でもあれば別だけれどもね。

議長（齋藤義治委員） トイレというと、利用権で畑を借りている人の場合、結構遠くのほうから来ている人もいますけれども、トイレなどはどうしているんですかね。

4 番（熊山直行委員） 近くのコンビニに行くという話は聞くけれども、畑仕事で結構汚れた格好でコンビニには行きにくいだろうしね。

議長（齋藤義治委員） 男の人なら何とかなるかもしれないけれども、女の方は困るよね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 建築現場などにあるような仮設のトイレはいけないんですかね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 農業者用は、御本人用は、たしか大丈夫だったと思います。

議長（齋藤義治委員） 農業者用は、昔はできなかつたけれども、たしかできるようになったんですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今回の市民農園のような不特定の方が使う——特定ですけれども、それができるかどうかは、確認しないとわからないところです。

1 番（神崎享子委員） うちの近くの市民農園などでは、農業者のように朝から晩まで働くようなことはなくて、せいぜい2、3時間の滞在時間のようなものですから、皆さん家で済ませてくれば事足りるのではないかと思いますけれどもね。

2 番（渡貫直正委員） うちのほうは、熊山委員が言ったようにコンビニに行ってい

します。

次に移ります

日程第 8、議案第 8 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「非農地証明願について」、説明してまいります。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田字南原、3 筆。地目、全て畑。地積、3 筆合計で 2 5 7 m²。内容は、昭和 5 7 年頃から自己住宅用通路用地として利用し、現在に至ります。確認資料、平成 1 9 年航空写真です。現地確認日は、令和 2 年 4 月 1 7 日です。

続きまして、地区、御所見・遠藤。番号 2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、宮原字中原、2 筆。地目、ともに畑。地積、2 筆合計で 7 0 0 m²。内容、昭和 5 0 年頃から自己住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 8 年航空写真及び建築計画概要書。現地確認日は、令和 2 年 4 月 1 7 日です。

続きまして、地区、六会・長後。番号 3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、石川字東山田、4 筆。地目、全て田。地積、4 筆合計で 4 0 1 . 3 2 m²。内容は、平成 1 6 年より神奈川県河川改修工事の資材置場等として利用し、現在に至る。確認資料、平成 1 9 年度固定資産評価証明書。現地確認日は、令和 2 年 4 月 1 7 日です。

番号 1 につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「用田神社入口」交差点から北東に約 1 8 0 m の土地になります。

資料は 1 6 ページをお開きください。

申請者によると、用田字南原の土地について、昭和 5 7 年頃から自己住宅用通路用地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和 2 年 4 月 1 7 日に地区委員の佐藤賢一委員

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、番号3について説明します。

本件の申請地につきましては、引地川沿いにある市立東山田公園から北に約150mの土地になります。

資料は18ページをお開きください。

申請者によると、石川字東山田の土地について、平成16年より神奈川県河川改修工事の資材置場等として利用されており、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年4月17日に地区委員の田代委員と、事務局の森で立ち会いまして、現地確認をいたしました。

申請どおり河川改修工事の資材置場等であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

他に意見はございませんか。

神崎委員。

1番（神崎享子委員） ちょっと戻りますけれども、先ほどの御所見・遠藤地区の2番ですが、1番もそうですね。基本的な質問で恥ずかしいのですが、非農地証明のときに、「何年頃から自己住宅用敷地として利用して、現在に至る」というのが、今までもありましたけれども、そういう場合は、地目は畑であっても、自己住宅敷地ですから、税金は農地ではなくて住宅として課税されて納めていたという解釈でいいのでしょうか。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 通常は、おっしゃるとおりで、税金上の地目としては、既に現況宅地として宅地並みの課税をされています。

1番（神崎享子委員） 通常はということは、故意でなく支払っていなかった場合も、中にはあるということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今まで、そういうことはないです。ないのですが、そこを判断するのは課税課になるので、100%そうであったかどうかというの

はわかりかねますけれども、今まで、少なくとも私が関わった中で、現況が宅地になっているところは、全て宅地並み課税になっています。

議長（齋藤義治委員） 基本的に現況主義ですから、現地に行って家が建っていれば、多分宅地の税金になっていますね。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうですね。

1 番（神崎享子委員） よく庭用地とか、今回は通路用地とありましたので、ちょっと微妙でしたので伺いました。わかりました。

議長（齋藤義治委員） 渡貫委員。

2 番（渡貫直正委員） 3 番の、「平成 16 年から神奈川県河川改修工事の資材置場等として」とありますが、これは、県は何年までお使いになったんですか。

議長（齋藤義治委員） 伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） つい最近まで使っていて、工事が終わったので、所有者（申請人）さんにお返しする話を持っていったときに、周りも全部河川と道路に囲まれていて、そこしか残っていない中で、そこだけ返されても、今さら畑に戻せないから、今回、所有権移転で買い取ってもらいたいみたいな話になったそうです。なので、そこまではヤードとして使っていたということです。

2 番（渡貫直正委員） そこを貸すときに、県が借りるときに、農地に復旧するという契約とか、そういうのはなかったということですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 基本的に農地に復旧して返そうという話で持っていったそうです。ただ、その間、16 年から今までの中で周りの状況がかなり変わってしまっていて、そこは長細い三角形で、そこだけ戻しても、農地として有効に活用できるようなところではない状況になってしまったので、今回そういう話が出たということです。

当初は神奈川県に話をしていたのですが、神奈川県でそれを買い取るということはないので、施工業者が、それでは自分のところで、ということで、今回の話になったということです。

2 番（渡貫直正委員） これは、我々の任期中に農業委員会に係っているわけですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 過去、それをやったときの状況は、係っていないです。

公共事業なので、許可の例外として。

議長（齋藤義治委員） 公共事業ということですね。

2 番（渡貫直正委員） 係るけれども、我々が認可しないというだけで、報告はある
のではないですか。

議長（齋藤義治委員） いや公共事業はいいんですよ。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 基本的には、農業委員会に係っていないということですよ
ね。でも、報告はあったということですか。

議長（齋藤義治委員） 報告もないのではないですか。

事務局（草柳真治主幹） 報告もないですね。要は、当初、県が資材置場として使う
という話になっていますので、許可不要の案件として、農業委員会には特に係
っていないという話になります。

議長（齋藤義治委員） 山口委員。

1 4 番（山口貞雄委員） 今の話とは関係ないのですが、話の中で、調整区域の中で、
今まで物置とか資材置場を使っていた場所で、それが古くなったので解体して
その後、例えば平成元年ごろに上物は片付いてしまって、次の今の令和 2 年に
新しい自己住宅地として申請して、その許可がおりるのかどうか……。

議長（齋藤義治委員） それはおりないでしょうね。事務局、わかりますか。

事務局（伊藤洋一上級主査） 基本的には、調整区域なので住宅は建たないですね。

1 4 番（山口貞雄委員） 今までの建物は、物置とか、そういうものが航空写真で写
っていてもだめですか。

議長（齋藤義治委員） 農業用建物の場合は、住宅ではなくてあくまでも農業用の建
物ですからね。

事務局（伊藤洋一上級主査） ただ、建つ、建たないに関しては、農業委員会で判断
することではなくて、開発業務課とか、そちらの判断になるので明確には言え
ないのですが、基本的にはそうですね。

2 番（渡貫直正委員） それでは、これは 2 通りあるということですか。俣野かどこ
かで、河川の工事をするときか何か、県で借りて、それが農業委員会に係っ

たことがなかったですか。

事務局（草柳真治主幹） あれは、たしか農業水産課が農道を改修するときに、事業用地として、そこを一時使うというときに、地区協に来ていただいて、それで説明をした経過があったと思います。

あれについても、基本的には「許可不要」という話ですけれども、ただ、何もなしでどんどん進めると、地区の委員さん等で、「何も聞いていない」という話になってきますので、そこは、あえて農業水産課を呼んで説明をしてもらったという経過になります。

ですから、議案としては上がっていないはずです。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 地区協だけでした。だから、ここには係っていないはずですね。

2番（渡貫直正委員） 説明を受けただけです。

事務局（草柳真治主幹） そうですね。地区の委員さんたちに周知をしていただくということでお呼びした形になります。

3番（吉原 豊委員） 今の最初の質問の中で、農業用地に倉庫を建てる場合は、そのまま建てていいけれども、例えば農転をかけて農業用倉庫をつくった場合、それはOKですよ。それを、例えば自己住宅にしたいとか、転用する場合にはどうするんですか。

事務局（草柳真治主幹） あくまで農地転用は、農地を農地ではなくするための許可なので、農業用倉庫を建てられる、建てられないというところは、開発のほうの規制も係ってきます。それで、農業用倉庫を建てたいと言って農地転用許可がおりた場合、そこについては、既に農地ではないという形なので、転用許可がおりた以降は、農業委員会のこういう議題に係ることはないのですが、ただ、その農業用倉庫が建っていたところに住宅を建てられるかどうかというところは、農業委員会とは別に開発のほうの規制が係ってくるわけなので、通常であれば農業用倉庫が建っていたところには、住宅は基本的には建てられないという話にはなります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

熊山委員。

4 番（熊山直行委員） 16 ページの番号 1 の方は、施設に入られていて、所有権を相続されるのですが、多分畑、田んぼなどはできないと思われまして、荒れるのは目に見えていますよね。こういうのは、所有権を相続してから 3 年ぐらいは売買できないのではないかと思います、これはどうですか。

議長（齋藤義治委員） 3 年 3 作は、相続は関係なかったですか。

事務局（草柳真治主幹） 関係ないです。

4 番（熊山直行委員） 農地を取得すると 3 年は売買できないというのは、一般の売買だけですか。

事務局（草柳真治主幹） 3 条許可で取得した方が、3 年以内に転用して売却をすることはできないという話です。

4 番（熊山直行委員） 転用というのは……

事務局（伊藤洋一上級主査） 農地以外ということです。農地を農地のままの場合は、3 年 3 作にかかわらずできます。

4 番（熊山直行委員） 買った時点で 3 年耕作しなければだめだという話を聞いていたのですが……。

議長（齋藤義治委員） そうです。農地法 3 条で……

2 番（渡貫直正委員） それが、変わったわけですか。

事務局（伊藤洋一上級主査） かつてそうでした。前まで、3 条も 3 年 3 作の話があって、なおかつ誓約書なども入れてもらっていたのですが、最近、昨年度ぐらいですか、県に確認をとったところ、農地を農地以外に転用する場合には、3 年 3 作やっていないとだめですということでした。それで、農地を農地のまま所有権移転をする場合においては、状況によってはそのようにせざるを得ない場合もありますので、その場合はできますということを確認しています。

4 番（熊山直行委員） できるということですね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 状況によるということですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） 状況次第で、やむを得ない場合もありますので。

4番（熊山直行委員） 農地は農地ということで、転用しなければいいということですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） はい。

議長（齋藤義治委員） これも神奈川県条例で、3年3作というのは、結局農地法との関係ではないですね。

事務局（草柳真治主幹） 条例というか、事務提要ですね。

議長（齋藤義治委員） 事務提要でしたね。

4番（熊山直行委員） 農地として使うのであればできるということですね。

事務局（伊藤洋一上級主査） そうですね。

事務局（草柳真治主幹） それで、なおかつこれは相続なので、今申し上げた事例にも当てはまらないという話になります。

事務局（伊藤洋一上級主査） 今申し上げた話は、3条で取得した場合なので。

4番（熊山直行委員） わかりました。

議長（齋藤義治委員） それで、この方は、かなり高齢ですね。

4番（熊山直行委員） 高齢です。

議長（齋藤義治委員） その人が、今回これだけの面積を相続したわけですね。そうすると、熊山委員が言われるように、荒れるのは目に見えているということですね。

4番（熊山直行委員） 現実的には、既にちょっと荒れているようなところもあるのでは。

議長（齋藤義治委員） 何歳ぐらいの人ですか。施設に入るぐらいですから、かなり高齢でしょうね。

4番（熊山直行委員） 80ぐらいになるでしょうかね。

事務局（草柳真治主幹） この方は、手続きに息子さんがいらっしゃって、自分なかなかやりきれないという話も聞いておりますし、それで、貸出し希望というところも考えたいという話は聞いております。

4番（熊山直行委員） 息子さんに時たま会うので、話を聞いてみたいと思います。

次に移ります。

日程第11、議案第9号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、説明します。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会の運営の透明性を確保するために公表する、農業委員会事務の実施状況等について、議案に上程するものです。

内容といたしましては、農林水産省通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に示されている様式に従い、担い手への農地の利用集積、遊休農地に対する措置状況、違反転用への対応、農地法許可案件の審議状況などについて、令和元年度活動実績及び令和2年度活動計画を公表するものです。

今後、本総会での御審議を踏まえ、5月より市ホームページに掲載し、地域農業者の方々を初め幅広く周知を図り、最終的には国へ報告する予定となっております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

議案第9号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第9号について、承認することに決定をいた

します。

次に移ります。

日程第12、報告第3号「令和元年度農業委員会業務報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹） 説明をさせていただきます。

まず、議案書の37ページ、「令和元年度農業委員会業務報告について」でございませう。

「会議の開催状況」としまして、4月1日～3月31日までの開催状況をまとめてあります。

「総会」が、毎月1回ということで12回、「地区農地協議会」が、3地区で毎月行いまして36回、その他小委員会等の記載がされております。

38ページ～42ページが、今申し上げた会議開催の詳細を記載したのになります。

43ページは、農地法第3条による権利移動の内訳として、届出と許可の件数を載せてあります。

44ページは、農地法第4条による権利移動内訳として、届出が記載されておまして、45ページが許可になっております。

46ページは、農地法第5条による内訳として、届出の件数等が載せておまして、47ページは許可になります。

48ページは、農地法第18条第6項による通知書、農地の貸借の合意解約の件数等になります。下段が農地造成工事の届出状況になります。

49ページは、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用状況で、50ページが、相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認の件数等を載せてあります。

51ページは、市外農業者の市内農地取得地区別内訳を載せてあります。

52ページは、農用地利用集積事業、利用権ですけれども、その内訳になります。上段が新規（更新を含む）内訳となっております、中段が合意解約の

よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

農業水産課（幸田一線課長） それでは、農業水産課から御説明をさせていただきます。

農業水産課では、4名の職員が異動あるいは退職となりました。3月31日まで務めていました中村課長は定年退職になっております。それから、土木関係の仕事、農業の基盤整備を担っていました熊沢がみどり保全課へ異動になりました。それから、水産担当ということで農業委員の皆様には直接かかわることはありませんでしたが、館野という職員がおりましたが、人権男女共同平和課へ異動になりました。それから花卉のほうで大変お世話になりました川辺が福祉医療給付課へ異動になりました。

4月1日から新しく配属された職員は、昨年は主幹をしておりました私が課長になりました。幸田と申します。よろしくお願ひします。それから、土木職に2名、丸山と梶が配属されました。丸山が農業基盤の仕事を中心にさせていただきます。それから、事務職といたしまして、蔵野が配属になりました。それから、水産担当職員として千葉が配属されました。以上4名になります。

農業水産課といたしましては、農業委員会と一緒に藤沢の農業の発展に尽くしていきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひをいたします。

事務局（草柳真治主幹） ありがとうございます。

それでは、経済部長は、大変恐縮ですが、この後、公務が入っておりますため、ここで退席をさせていただきます。

[経済部長 退席]

事務局（草柳真治主幹） それでは、日程第13、報告第4号につきまして、農業水産課とともに御説明をいたしますが、例年、予算措置状況でありますとか、意見に対する措置状況については、農業水産課の管理職全員が出席して説明等をしてきた経過がございますけれども、大変恐縮ですが、ことしは、なるべく会議は短時間でということもありますので、農業水産課長に一括して説明をしていただく予定です。

ですので、大変申しわけありませんが、質問等をいただいてもお答えできか

ねるところもございますので、詳細等につきましては、後日、事務局から後追いで回答させていただき、あるいは御意見等につきましては、今年度の市長に対する意見に反映していただくように、よろしくお願いいたします。

それでは、まず農業委員会から御説明いたします。議案書の54ページです。

「農業委員会費の内訳」を載せてあります。

「農業委員会関係費」につきましては、委員の報酬を初めとして農業委員会運営に対する費用になっております。1,228万5,000円、前年から4万5,000円の増額となっております。

下段は、「農業委員会事務費」、事務局の運営に係る事務費ということで、令和2年度は289万9,000円、前年比59万5,000円の増額となっております。増額の内訳としましては、農地パトロール用の地図を作成することが主な要因でございます。

合計としまして、1,518万4,000円、前年に比して64万円の増額となっております。

農業水産課（幸田一線課長） それでは、ページは移りまして議案書の55ページになります。「令和2年度予算の概況」につきまして、農業水産課から御説明をさせていただきます。

まず56ページでございますが、農林関係費予算の対比表になっております。前年度予算との比較表になっておりまして、下段の一番下に合計がありますけれども、令和2年度の農林関係費につきましては、約2億1,400万円となっております。前年度と比較いたしますと、約4,900万円の減となっている状況でございます。

令和2年度予算につきましては、2月に市長選が行われたため、骨格予算になっております。新規事業等の一部の事業につきましては、令和2年6月の補正予算で6月議会に諮ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主な事業につきまして、簡単ではございますが、御説明をさせていただきます。まず57ページを御覧ください。

「地産地消推進事業費」は、藤沢産農水産物等の市内流通・利用促進を図り、

地産地消を推進することにより、市内農水産業の持続的な発展と健康的で豊かな市民生活の実現を図る、という概要になっております。

地産地消推進計画につきましては、昨年度から第4期計画がスタートしております。今年度につきましては、市民の地産地消に対する意識や購買等の動向、そういったものを把握するためのアンケート調査費用として計上しております。

また、「おいしい藤沢産」ホームページの委託料、それから、地産地消PRに要する費用、こういったものが増加いたしまして、昨年度より99万円の増加となっております。

なお、この事業を推進するための地産地消推進協議会には、落合委員長を初め、経営士協議会の湯澤会長、畜産会の和田副会長、それからわいわい市藤沢店の山本店長にも委員として御参加いただいております。

続きまして、58ページを御覧ください。「水田保全事業費」になります。

環境に配慮した水稻栽培に取り組む水田耕作者に対し、10a当たり5万円の奨励金を交付するものです。昨年度は125名の方の申請を受け付けております。

続きまして、59ページは、「担い手育成支援事業費」になります。

藤友会に委託している景観形成事業費、援農ボランティア養成講座の開催に係る費用、こういったものの支出を計上しております。それから、新規就農者に対する支援として国が実施する農業人材力強化総合支援事業に基づきまして補助金を交付するものです。

それから、60ページに移ります。

上段の「産地競争力強化事業費」は、今年度は3つの事業のうち2つの事業が新規事業となっております。本事業は、産地競争力の強化を図るため、生産工程の省力化等を図る機械、資材の導入を支援するものとなっております。

新規事業といたしましては、果樹の生産者が作業の効率化を図るため、堆肥の散布機を導入する都市農地保全支援事業になりますが、これは、県が実施することになっております。もう一つは、花卉温室部からの要望があった施設用除湿機導入事業に取り組んでまいります。

また、昨年度からの継続事業といたしまして、ハウス部から要望のあった防虫ネット導入事業については、引き続き取り組んでまいります。

下段の「野菜生産出荷対策事業費」でございます。

市内生産者が農協共販出荷、市場へ出荷をする際の出荷用段ボール等の出荷資材の購入に対する助成を行っております。

続きまして、61ページ、「湘南野菜生産育成事業費」になります。

市内の卸売市場へのお荷を推進するため、市場出荷用レンタルコンテナ利用料に対する助成を行っております。本事業の対象につきましては、湘南野菜出荷推進協議会に属している市内生産者が直接市場に出荷した場合と、市内生産者がJAを通して市場に出荷した場合が対象となっております。

続きまして、62ページ、「学校給食用農水産物生産出荷対策費」になります。

市内産の米、小麦、大豆等を学校給食に提供する際に、生産者団体が行う配達等に要する経費を負担するものでございます。お米につきましては、今年度から新たに、中学校給食においても小学校と同様に「新米の日」を設定して、市内産の米を給食に提供していく形になっております。

63ページに移りまして、「畜産振興対策事業費」になります。

畜産経営における防疫体制の強化と衛生環境の向上、家畜伝染病予防の検査や投薬、注射、病害中防除資材の購入、肉質・乳質に優れた家畜の繁殖及び後継となる乳牛の生産に対して助成を行うものです。

平成30年9月に発生した家畜伝染病（豚熱）の予防注射等の費用が増額となっております。

64ページに移りまして、「畜産経営環境整備事業費」になります。

畜産経営に必要な畜舎や設備機器、家畜排せつ物処理施設等の改修・更新を行う畜産農家に対して助成を行うものになっております。今年度は、昨年度と比較して2,600万円が減額となっておりますが、これは、畜舎の施設等の改修・更新の実施件数、実施の内容が前年度と異なることが原因となっております。

続きまして、65ページで、「農業用水路等改修事業費」でございます。

水田等への安定した用水を確保し農業生産の維持を図るため、水利組合等が実施している取水堰の補修及び用水路の改修に対し助成を行うものです。昨年度と比較して、約320万円が増額となっております。

最後に66ページで、「農業基盤整備事業費」になります。

農作業の機械化を進め、農業生産の向上を図るため、通行困難となった農道や老朽化の著しい用水路の改修整備を行うものでございます。前年度と比較いたしまして、実施する工事内容が異なっていることから、2,700万円の減額となっております。

以上、簡単ではございますが、令和2年度の農林水産業費予算の概況について、御説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

続きまして、日程第14、報告第5号「令和2年度農地等利用最適化推進施策等の改善に係る意見の措置状況について」、御説明をさせていただきます。こちらは、幾つかのトピックスだけを抜粋いたしまして、御説明をさせていただきます。

まず、1の「担い手への農地利用の集積・集約化のための施策」というところで、「水田の保全に対する支援・助成について」でございます。

令和2年度につきましては、水田保全事業を継続していきますが、先日、新たに発足いたしましたJAさがみ藤沢市稲作部会の役員会でも御報告をさせていただきましたけれども、水田保全事業につきましては、環境基金を財源として充てておりますが、来年度以降については、環境基金からの繰り入れができないということを環境部から言われていますので、次年度（令和3年度）以降の支援策については、現在、稲作部会と協議をしていくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、同じく（3）の「人・農地プランの実行について」でございます。

昨年11月に実質化の工程表を作成いたしましたが、アンケートの回収率とプラン策定に係る話し合いから、実質化のプラン策定に当たっての条件が厳しく、工程表に記載したエリア（六会地区、長後地区、御所見地区、遠藤地区、

大庭稲荷地区) よりも小さなエリアにしないと、実質化は難しいと考えております。

しかしながら、今のところ、国からは工程表のとおりに進めるようにと言われておりますので、神奈川県とも相談しながら、策定エリアの変更を要望していきたいと考えております。

それから、68ページに移ります。中段3の「新規参入の促進のための施策」です。

(1)の「後継者や新規参入者への支援について」でございます。

①の「農業後継者への支援策」につきましては、新規事業のため、6月の補正予算で要求することになっております。ただし、現在、新型コロナウイルス感染症の関係で、この肉付け予算についてもゼロベースで再度査定をするというところが全庁的に言われておりますので、再度財政課と調整をして、予算化に向けて努力していきたいと考えております。

次に69ページに移りまして、最後です。4の「その他地域農業の維持・発展のための施策」の(3)の「有害鳥獣対策に係る支援について」でございます。

アライグマ、ハクビシン、タイワンリスの処分費につきましては、昨年度の3倍の予算で30頭分を確保しております。また、ジャンボタニシの駆除に関する支援につきましては、稲作部会との協議の上、今後検討してまいりたいと考えております。

措置状況について、特にお伝えをしておく点につきましては以上となります。その他回答について、御質問等があれば、恐れ入りますけれども、農業水産課まで御連絡をいただくとありがたいと考えております。よろしく願いをいたします。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問等がございましたらお願いをいたします。

せっかくですから、聞いてください。

山口委員。

14番（山口貞雄委員） 57ページの【事業概要】ということで、文言では「持続的な発展及び健康で豊かな市民生活の実現を図る。」とすばらしい言葉が書いてありますけれども、予算の結果は、全体的に減額されています。このことは、農家としては非常に残念に思うわけでありまして、何かほかの方法でも、もう少し何か手厚い対策をお考えいただけないでしょうかという提言と言いますか、お願いをさせていただきます。

農業水産課（幸田一線課長） 地産地消推進事業費につきましては、条例に基づいて、農業水産課も地産地消推進協議会の委員の方々と一緒に進めているものになります。予算につきましては、減額という形になってしまっていますけれども、こちらの事業計画、それから、今年度予算の具体的な内容につきましては、地産地消推進事業実行委員会の中で、この6月に改めて委員さんを含めて協議をしてまいりますので、そこでまた検討をさせていただきたいと考えております。

14番（山口貞雄委員） よろしくお願ひします。

議長（齋藤義治委員） これは、全体的な予算としては、去年の予算は2億6,000万円で、ことしは2億1,000万円で、約5,000万円下がっているわけですが、全体的に下がっていく理由は何ですか。

農業水産課（幸田一線課長） 全庁的に各部局の予算の枠というか、枠配分というのがありますけれども、その枠が縮められている状況にあります。それは、市の中の予算編成の仕方ですけれども、各部局、事業課にしてみれば、新規に予算を、その枠とは別に新規に予算化していけば、それが、理事者調整がつけば、また予算は膨らむというような仕組みになっているので……

議長（齋藤義治委員） 藤沢市の予算は、全体的に見ると、一般会計で1,400億円あります。特別会計でも同じぐらいあるわけですよ。農業予算は、1,400億円の中の2億円です。これは、もうちょっと考えてもらわないと、特別会計を含めて2,500～2,600億円ぐらいはあるわけですよ。農業予算は、そのうちの2億円ですよ。

これは、やはりどう見ても少ないし、これから後、水田保全事業の奨励金が、今までは環境基金から来ているわけですが、これは、話によると来年からなく

なるということですよ。1反5万円か何かの補助金がなくなるわけですよ。それで、その後はどうするんですか。

農業水産課（幸田一線課長） 先ほども申し上げましたけれども、今後、お米のことに関する要望等を上げていただくための稲作部会を、昨年つくっていただきましたので、そこと、今年度こういった課題について話し合っていく状況になっておまして、先週の金曜日に役員会を開かせていただきまして、今、会長がおっしゃったとおり全体予算が約5,000万円下がります。それから、水田保全事業については、環境基金の繰入金がなくなりますから、このままですと、水田保全事業費は、令和2年度で終了してしまいますというお話をさせていただきましたけれども、そういった課題についてどうしていくのか、今後稲作部会で検討して、市に要望を上げていくような状況で、その要望に対して農業水産課も予算化をしていくというスケジュールになっております。

議長（齋藤義治委員） 稲作部会というのは、全員入っているんですか。

農業水産課（幸田一線課長） 水利組合13組合の上部団体という形になります。

3番（吉原 豊委員） 稲作部会というのは、今までなかったんですよ。今まで、要は米の供出というのがあって、これがイコール部会のような組合だと、農家は勘違いしていたんですね。ところが、米のことについては部会がない、要は圧力団体というか、そういう団体はないというので新たにつくったということです。それによって、これからどうしようかというところですよ。

今までは、米をつくったら農協へ出す。それで農協がたたく。農家はたたかれっ放しで、そういうことではいけないという考えのもと、稲作部会というのが立ち上がってきたと、そういう状況ですね。

議長（齋藤義治委員） それもそうだけれども、結局田んぼに対する補助金が、要するに今まではごみ袋を売って、その売上げによって各農家に反当たり5万円を支給していたのがなくなるということですが、それがなくなって、その後、稲作部会がそういうことをやるということですが、予算的には、今度はどこの予算を使うんですか。

農業水産課（幸田一線課長） これは、考え方としては、環境基金の部分がなくなり

ますので、一般財源ということで、皆様の税金から、この事業を、この名前のおりのものを奨励金として継続するのか、あるいはまた違う形で、奨励金を支援のソフトの面だと考え、農業基盤工事をハードの面だと考えれば、ハードのほうに移行するのか、今後そういったところの議論をしていくこととなりますが、一応役員会の中では、役員の皆様からは、これを継続してもらわなければ困るという厳しい御意見はいただいておりますけれども、とは言っても、環境基金がなくなることになれば、これに代わる一般財源を確保するというのは、実際問題、今の考え方からいけば、ほかの、先ほど冒頭に約5,000万円削減されたというお話がありましたけれども、この中には、お米以外の畑、花卉、畜産等の予算が入っていますけれども、そちらを縮小してこれに充てるというようなことになれば、市の予算編成の考え方からすれば継続はできるのですが、そういう形で行くのかどうか、そうすると、その分についてほかの予算を削らなければいけなくなってしまいますので、それも難しいのではないかと思いますし、そうすると、新規の事業を稲作部会として立ち上げて、それを改めて、この枠の予算以外に新規に上げて調整をしていく、それを予算付けのほうへ調整をしていくというような考え方になります。

議長（齋藤義治委員） この予算というのは、こういう予算の細かい打ち合わせというのは、これは農業水産課と財政課の話し合いで決まっていくわけですね。

農業水産課（幸田一線課長） はい。

議長（齋藤義治委員） そうすると、こういうところで発表するときには、これは全部決まっているわけですね。

農業水産課（幸田一線課長） はい。

議長（齋藤義治委員） 決まっているところで、報告で来るわけですから、その前の段階で話し合いの場は一切ないわけですか。

農業水産課（幸田一線課長） 例えば先ほど言った各部会、農協の部会さんと花卉温室部会だとか、それぞれありますけれども、そういったところから同じような意見を、要望を上げていただいて、その上でこちらにも実際、現実的につけられる予算と、難しい予算というのがあると思いますので、農業水産課の職員と調

整をして予算化していくことになります。

議長（齋藤義治委員） 今も、新型コロナがこれだけはやっているから、それに対する補正みたいなものも、農業団体から出してもいいわけですよ。

農業水産課（幸田一線課長） はい。

1 番（神崎享子委員） 農業者も考えて、予算を出してもらえるように部会ができたということはいいことですから、そういう形で現状に即したものを立ち上げるべきところは立ち上げていかなければいけないと思います。

何でこういうことを言うかということ、農業の形態は変わってきていて、昔は市場出荷が多かったから、湘南野菜出荷組合とかにコンテナの貸出しの事業費も安定してついていて、だんだん縮小されているとはいえ、出ていますよね。そういうもともとあるものにプラスして、例えばわいわい市に出荷する人が多くなると、湘南のテープは湘南野菜出荷組合しか使ってはいけなくなると、ほかのところにもいろいろな補助を出したほうがいいとか、そういう話にもなるので、例えば直売組合のような団体はないわけですから、農業者のほうでも頭を使って、予算要求できるような組織を考えていかなければいけないのではないかと考えているところです。

それで、先ほどおっしゃった地産地消委員会の予算が減っているという話のところですが、地産地消委員会というのは、私も入ってみて思ったのは、農業者というよりも、それを使ってくれているお店側の意見が割と多かったりして、予算も、そこに行ったりしているんで、少ない予算の中でどのように使うか、少ない予算の取り合いではないですが、そういうところで削られていったという経緯はあると思いますけれどもね。

3 番（吉原 豊委員） 今までの予算の組立て方を我々は知らないんですよ。今までは、決まったものをお上にもらって農業者はやっていたけれども、今度は、それを180度ひっくり返して、我々農業者が、これをやりたいから、これだけ金がかかるんだと、それを1年後でもいいから取ってくれという言い方に変えていかないと、恐らくだめだと思いますね。これだけ与えるから、これだけやれという仕組みは古いですよ。

私が農業水産課に頼みたいのは、これからの藤沢の農業は何をメインとしてやっていったらいいのか、その研究をしてほしいですね。今のように、これだけもらったから、これだけ使いましょうではなくて、これをやりたいから、これだけ欲しい、これをやりたいというのを発掘してほしいと思いますね。

そういうことは何も組み込まれていないですよ。それは今年の話ではなくて、来年、再来年の話でもいいと思います。うまく言えないですが、藤沢の農業はどこを目指して行くのか、それに追随して、予算も増えていくのではないかと思いますよ。

私が農業水産課に言いたいのは、今回も相続で1町歩ぐらい空き地になっているけれども、あれをどうするのか。これからの農業は、こういうところを目指していく、こういうすばらしいことがある、これに向かって行きたいという提案でもあれば、そのためには、ここを使ってくれよという形に変わっていくのではないかと思いますよ。

議長（齋藤義治委員） 熊山さんは、農業に関する予算については、いつも決まったものを報告だけされますけれども、どのように思いますか。

4番（熊山直行委員） 植木の場合は、幾ら要望しても全然だめですよ。実際、緑の産業は、公害問題が起きたころは、緑を植えましょうと結構言われた時代もありましたけれども、今は全然ないですね。

それで、畜産の堆肥のときにも、堆肥舎を建ててもらえないかと要望を出したら、それは、今堆肥はうまく回っているから、間に合っているから建てられないということでした。

それと、植木で野焼きの問題が上がったときに、燃やしてはいけないというのでチップの機械導入の要望をしたら、大きい機械だったら入れてもいいということでした。その大きい機械を導入したら、まず、その大きい機械をどこに置くのか、維持費をどうするのか——今入れている機械は、2トン車ぐらいで動かせる機械です。それを、もっと大きい機械でということでしたけれども、その機械は効率よく一遍にたくさんできるのでしょうけれども、それが、年数がたって壊れたりした場合に、それを誰がどうやってメンテナンスをするのか。

小さいのであれば、みんな個人でメンテナンスできますけれども、個人のものにしてはだめだとかと言われているので、そういうところを、もう少し柔軟に考えていただければいいのですが、生産者としては、小さい機械でも十分なわけですよね。それを、1カ所に大きい機械でなければだめだとか、そうすると、その機械でチップしたクズを誰が片付けるのか、そこへまた費用がかかってくるし、そういうのを説明しても、全然話に乗ってくれなかったですね。

あと、堆肥化センターの跡に、今九百何万と計上してありますけれども、どうするんですか。毎年九百何万計上されて、現状では何もしなくて、草刈りとか、それだけで費用がかかっているわけですよね。

農業水産課（幸田一線課長） あちらにつきましては、今、地権者の方と賃貸借契約を結んでいるのですが、これが来年の7月末で切れますので、ここ1、2年の中で、その土地の利活用につきまして、地権者側といろいろ話を進めてきました。

それで、今後、その土地を利活用する事業者がいなければ、現状復旧して地権者にお返しするというのが契約上の約束事になっております。

我々も、今、地権者側と今後の進め方についてお話をさせていただいているところでございます。それで、来年の7月ということになりますと、来年の予算にかかわることなので、我々としても、ことしの6月、7月までには方向性は出したいと考えています。

4番（熊山直行委員） もう一つ、植木とか花卉の予算は何も入っていないですよね。

畜産と水田はありますが、花卉は何でないのか、結構要望しているはずですが、けれども。

農業水産課（幸田一線課長） 済みません。それは、持ち帰って確認します。なぜないのか、ずっとないですかね。

4番（熊山直行委員） 余り載っていないですね。農業委員会のとくに結構言っているはずですが、けれどもね。

議長（齋藤義治委員） こればかりは、幸田さんに幾ら言っても、はい、わかりましたというわけにはいかないですが、ただ、こういう意見があるということで、

この雰囲気、状況を感じていただいて、将来、経済部長になられたときには、堂々と言ってもらえるように……。

1 番（神崎享子委員） 一つだけお願いしたいのですが、予算を立てるときに、国でも県でも市でもみんなそうですけれども、農業者の人口が少ないから農業の予算が少ないというのは、それだけはやめてほしいと思います。

たくさんの人口が、消費者がいて、今回の新型コロナウイルスの影響で、人がぞろぞろと直売所に野菜を買いに来る状況を見ていて感じるのは、コロナ以外のときでも、市内産の農産物の価値、市内で農業を続けていく価値、食料を市内で安定的に生産することの大切さを、今回の状況を見ていて再認識しました。

農業が安定的に継続、発展していく道筋を、ぜひ考えていただきたいと思います。

議長（齋藤義治委員） 桐ヶ谷さんは、生産している立場で、経費はふえていますよね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 収入は同じ、経費は倍増です。要するにキャベツの箱一つにしても、我々が始めたころは、たしか100円しなかったと思いますが、今は150円ぐらいです。運賃が、一箱80円～90円近く、手数料が市場と農協で1割以上ですよ。

先ほど神崎さんが言われたように、今現在、野菜は高いですよ。それは、季節の影響もあるかもしれないですが、今、新型コロナの影響で、皆さん外食をしないで家で作らなければいけないから、野菜を買うのもふえるんですよ。それを考えると、今までは、それだけ外食をしていたということですよ。

そこで、外食業者が野菜を大量に使うかといったら、案外使っていないですよ。というのは、業務用としてトラック1台の野菜を買うとか、うまく経費を抑えて効率よく使う、在庫で調整しているんですね。

最近のように外食が制限されて家で作って食べるようになると、どんどん回転するんですね。回転率がいいということでしょうね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

でも、最終的には、やはり農家の歩留まりです。歩留まりをふやさないで、農業者はどんどん減っていきますよ。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） やはり経費ですよ。

1 番（神崎享子委員） 今、新型コロナの影響で、世の中自粛、自粛の状況ですけれども、それでも、直売所で野菜、農産物が消費者の手に届いていますよね。

そして、マスクの騒動でもわかるように、安い外国産に頼っていたらひどい目に遭うこともあると、その辺のところも、皆さん気がつき始めていると思いますけれどもね。

3 番（吉原 豊委員） 実際に、市内生産の農産物をどのぐらいにするか、例えば今 100%を消費しているとすれば、40%を藤沢産の農産物にするという方向に持っていくのか、今までは中国でもどこでもいいから安いものが入ってくればいいよという考え方があったと思うけれども、そうではなくて、40%は藤沢市の農家のために保証する。しかし、あとの60%はほかから入れても何をしてもいいと。例えは悪いけれども、そういう施策が、やはり欲しいと思います。40%が農家に保証されているかどうかかわからないですからね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 実際の話、藤沢市でつくっている野菜の何割が市内で消費されるかという、1割か2割ですよ。ほとんど市外へ出ている。ということは売れないということですよ。市内で売れば、それが経費もかからないし、一番いいんだけどね。農協の共販でやったとしても、結局、横浜、東京、小田原、川崎とか……。

4 番（熊山直行委員） 人口の多いところへ行くからね。

9 番（桐ヶ谷慶導委員） 藤沢に湘南青果はあるけれども、あそこだけでは無理ですね。要するに、藤沢産の農作物がどれだけ市内で消費されているか、詳しい話はわからないけれども、2割行っているかどうかですよ。

4 番（熊山直行委員） やはり大消費地に行くよね。

議長（齋藤義治委員） きょうも「藤沢の農業」ということで報告があったけれども、やはり農業者自体が減っているし、今後10年以内にはかなり減るわけですよ。今でも60歳以上が約7割だと言われているから、あと10年たてば、みんな

10歳年をとるわけだから、そうすると、今、藤沢市内で50歳以下の人たちはほとんどいないような状況でしょうから……

9番（桐ヶ谷慶導委員） 地区にもよるけれども、少ないですね。

議長（齋藤義治委員） 少ないですね。そういう対策、後継者対策など、行政の力も必要になってくると思いますよ。

農業水産課（幸田一線課長） 今おっしゃった地産地消だとか、あと担い手の問題というのは、やはりこれまでもずっと言われていたことなので、我々もそういったところは課題だと捉えていますから、もうちょっと効果的な方法を、農業水産課としても考えていかなければいけないと思っています。

14番（山口貞雄委員） 例えば水田の、今までの5万円の補助金が、稲作部会と協議の上で何か対策を、ということで、落とすどころがあるんですか。それとも、5万円が最終的には、例えば2万5,000円ぐらいになるのかなとか、0になってしまうのかなとか、何とか考えて復活して5万円にできるのか、その可能性はどうですか。

農業水産課（幸田一線課長） 水田保全事業をこのまま続けていくのは、環境基金の繰入金がない以上、難しいかなと。それで、それにかわる新たな考え方、発想で、水田を保全していく方法を考えていかなければいけないということは思います。

それで、今、例えばエコファーマーだとか、そういった方々に「環境に優しい農業」を行っていただいているということで、環境基金から繰入れて、その農業者全体のうちの何パーセントかの方に、これをお出ししている。それを、今度、もし一般財源でやるとなれば、エコファーマーだけではなく稲作をやっている方全員に等しく行き渡る事業として捉えていかなければいけなくなるというふうには考えていますので、それが基盤事業なのか、ソフトな面なのかというのを含めて、どちらに落とすところをもっていくかというのは、稲作部会の方々の御意見を踏まえて考えていかなければいけないのではないかとということで、先週の金曜日に、改めて稲作部会の役員さんに、それを初めておろしましたので、これからのことになります。

14番（山口貞雄委員） 稲作部会というのは、JAさがみの藤沢地区の委員さんも入っているんですか。

農業水産課（幸田一線課長） 事務局員として小島さんが入っています。

14番（山口貞雄委員） 役員としては入っていないですか。

農業水産課（幸田一線課長） 入っていないです。

議長（齋藤義治委員） 今まで稲作部会の奨励金は5万円ということになってはいたけれども、それを2万5,000円とか、そんなことを言わないで10万とか15万とか、逆にそっちのほうへ持っていかないと、これはどうしようもないですよ。

3番（吉原 豊委員） そうですよ。

だから、そのためには、例えば藤沢市民全員が藤沢の米を食ってくれることとか、そのためには農業者がおいしい米をつくってくれば、みんな藤沢の米を食ってくれるよとか、そういうことじゃないですかね。

今までの考え方を180度ひっくり返して考えていかないとだめではないですかね。

議長（齋藤義治委員） 農家の人もおとなし過ぎる、みんな温厚ですよ。

1番（神崎享子委員） おとなし過ぎるといえるか、農業者側の問題もありますよね。

それと、私、きょう思ったのは、PRとか広報とか啓蒙というのはとても大事だと思います。それで、『広報ふじさわ』というのは、皆さん一生懸命読んでおられるので、今の時点で、『広報ふじさわ』は、行事が減っているのに紙面を減らしますと書いてありましたので、この機会に、「皆さん、藤沢市の農業について考えてみてください」、「藤沢産のお米を食べましょう」、「藤沢産の野菜を食べましょう」、「花も木もありますよ」というような特集を広報課にお願いするのはどうでしょうかと思ったりもしたのですが……。

議長（齋藤義治委員） 今は、『広報ふじさわ』も余り見ないですよ。今はYouTubeですよ。

1番（神崎享子委員） 見ないですか、YouTube、確かにそうですけれどもね。

議長（齋藤義治委員） YouTubeをよく見るのですが、地方の方で、農業に関

するY o u T u b eがすごく出ています。いろいろな農園が出ているけれども、本当におもしろいですよ。植木の手入れまで出ている。

4 番（熊山直行委員） 若い人は、そういうのでみんなやっていますね。

議長（齋藤義治委員） だから、昔みたいに広報に、ただ写真を載せたって、みんな見ないですよ。

4 番（熊山直行委員） この辺は、特に消費地に恵まれているからね。そういう意味では、地方の人は、本当に必死でやっていますよ。

1 4 番（山口貞雄委員） 危機感を持っていますね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

農業水産課（幸田一線課長） 農業水産課でも、「おいしい藤沢産」のホームページ、御存じだと思いますけれども、そういったところに、いろいろなイベントだとか、あと花でも野菜でも載せていますので、そういったところでお米のことを話題として挙げるのもいいかなとは思っています。

1 番（神崎享子委員） 「おいしい藤沢産」のホームページは、シニアの団体の方がつくってくださいますよね。だから、そこにもうちょっと若い方の発想というか……

農業水産課（幸田一線課長） ただ、原案は我々がつくっているはずですが、そして、向こうがつくったもののチェックはしていますから、そういった御意見があれば、そこは、もっと若者に受けるような……

議長（齋藤義治委員） 青壮年部でもY o u T u b eをやっている人はいると思いますよ。

4 番（熊山直行委員） 今は、みんな個人で、スマホ一個で商売をやっているようなものですね。

議長（齋藤義治委員） そうですね。

いろいろ意見が出ましたけれども、こういう機会ですので、農業水産課の幸田さんにも、今までこの農業委員会にも関与していただいていたので、こういう意見もあるということで、ぜひとも何かいい方法を考えていただければと思っております。

大変ありがとうございました。

農業水産課（幸田一線課長）　ありがとうございました。

〔幸田課長　退出〕

事務局（嶋田勝弘事務局長）　また何か意見等ありましたら、役所の予算は6月ぐらいに概算要求というのが始まりますので、そのときにあわせて御意見をいただき、その後も協議をさせていただきたいと思っております。

議長（齋藤義治委員）　本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から、何か報告事項等ございますか。

草柳主幹。

事務局（草柳真治主幹）　私から3点、御説明をさせていただきます。事前にお配りしました「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」（案）でございます。

こちらにつきましては、以前、委員の皆様方に意見を募りましたところ、一番上の（1）の「基本農政の確立・推進について」、「意見・要望事項」としまして、「県内産農産物のPRを図ること」。「理由」として、「暖冬の影響などにより、農産物の価格低迷が続き、農家の経営が非常に苦しくなっている。イベント等を通じて、新鮮で安全な神奈川県産の農産物のPRを積極的に行い、将来に希望の持てる農業を推進してほしい」。

このような御意見をいただきましたので、新規として上げさせていただいております。

それ以降につきましては、一部文言等は修正しておりますけれども、継続の案件として「農業関連予算の増額を図ること」、それと、「非農地判断について」、裏面に移りまして、「担い手・経営対策」ということで、「若手農業者に対する補助の検討」、それと「野焼きの関係」、「JAとのさらなる連携」、最後に「鳥獣被害の対策」ということで、継続案件を載せさせていただきました。

これでよろしければ、藤沢市の案として湘南地区の連合会に上げまして、藤

沢以外の合計3市1町の意見を集約しまして、湘南地区連合会の意見として、神奈川県農業会議に上げさせていただきたいと思っております。

続いて2点目につきましては、こちらも事前に配付させていただきましたが、「令和元年度農業委員会親睦会の会計報告」です。

収入と支出、去年の4月1日からことし3月31日までの会計報告を上げさせていただきます。収入と支出の差額（残額）としましては、564万4,031円となりまして、令和2年度に繰り越しをさせていただきます。

最後に、農業委員と農地利用最適化推進委員の改選の関係ですけれども、3月に委員の募集をしました結果、農業委員は14名、最適化推進委員は11名の推薦・応募がされました。

任命、委嘱過程の透明性を確保するため、両委員とも選考委員会で選考をすることになります。農業委員の選考委員会は、農業水産課で管轄しております。4月10日に開催されたと聞いております。今後、6月議会に議案として提出され、同意が得られた後、市長の任命へと進んでいきますが、本日、お伝えできるところは、ここまでということで御了承願います。

最適化推進委員の選考委員会は、藤沢市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程により、「農業委員の中から7人以内で構成すること」となっております。今回は、コロナウイルスの感染拡大の状況から、規模を縮小して開催しました、本日の4月総会に御出席いただいている会長職務代理の渡貫委員、それと各地区農地協議会正副会長として御所見・遠藤地区から熊山委員と古谷委員、六会・長後地区から桐ヶ谷委員と吉原委員、藤鶴・村岡・明治地区につきましては、会長の神崎委員が、今回最適化推進委員として推薦されておりますため、地区副会長の山口委員、以上の6名の方をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声多数

1番（神崎享子委員） 一つだけですが、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」のところで、文言としてはこれでいいのですが、県に会長が行かれると思いますので、新型コロナウイルスのところも上げていただいて、「緊急

事態に備えて、安全な食料を安定的に確保・提供することを、農業としては推進している」という文言もどこかに入れてください。お願いします。

議長（齋藤義治委員） はい。それでは、その辺もお願いします。

事務局（草柳真治主幹） それは、湘南地区の連合会で上げさせていただきたいと思っています。

選考委員会につきましては、本来、会長から委嘱状を手渡しさせていただくべきところではありますけれども、今回は、なるべく接触を避ける観点から、大変恐縮ではありますが、委嘱状は後ほど配付をさせていただきたいと考えておりますので、御了承いただきますよう、お願いいたします。

総会終了後、この会議室で選考委員会を開催しますので、先ほど申しました6名の選考委員におかれましては、総会終了後も、こちらにお残りいただきますように、よろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

議長（齋藤義治委員） それでは、以上をもちまして4月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後4時43分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（1番） 神崎 享子 委員

署名委員（2番） 渡貫 直正 委員